（外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合）

第五十条　令第三十条の二十九第四号の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　世帯主でない外国人住民が法第二十五条の規定による届出をする場合

二　令第八条、第八条の二、第十条又は第十二条第三項の規定により消除された住民票、戸籍に関する届書、申請書その他の書類又は法第九条第二項の規定による通知に係る書面その他の世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を明らかにすることができる書類を住所地市町村長が保存している場合

附則第一条第一号中「四条を」を「六条を」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第四高圧室内作業主任者免許の項中「高圧室内作業主任者免許試験に合格した者」を「高圧室内業務に二年以上従事した者であつて、高圧室内作業主任者免許試験に合格したもの」に改める。

別表第四ガス溶接作業主任者免許の項下欄第一号を次のように改める。

一　次のいずれかに掲げる者であつて、ガス溶接作業主任者免許試験に合格したもの

イ　ガス溶接技能講習を修了した者であつて、その後三年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの

ロ　学校教育法による大学又は高等専門学校において、溶接に関する学科を専攻して卒業した者

ハ　学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者であつて、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの

ニ　職業能力開発促進法第二十八条第一項の職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる塑性加工科、構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

ホ　職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める金属加工系溶接科の訓練を修了した者であつて、その後二年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの

ヘ　職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、鉄工、建築板金、工場板金又は配管に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であつて、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの

ト　旧保安技術職員国家試験規則による溶接係員試験に合格した者であつて、その後一年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの

チ　その他厚生労働大臣が定める者

別表第四林業架線作業主任者免許の項下欄第一号を次のように改める。

一　林業架線作業の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、林業架線作業主任者免許試験に合格したもの

別表第四二級ボイラー技士免許の項下欄第一号中「四条を」を「六条を」に改める。

別表第四二級ボイラー技士免許の項下欄第二号中「規定する」を「掲げる」に改める。

別表第四発破技士免許の項下欄第一号を次のように改める。

一　次のいずれかに掲げる者であつて、発破技士免許試験に合格したもの

イ　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者であつて、その後三月以上発破の業務について実地修習を経たもの

ロ　発破の補助作業の業務に六月以上従事した経験を有する者

ハ　都道府県労働局長の登録を受けた者が行う発破実技講習を修了した者

別表第四ボイラー整備士免許の項中「ボイラー整備士免許試験に合格した者」を「ボイラー則第百十三条各号のいずれかに掲げる者であつて、ボイラー整備士免許試験に合格したもの」に改める。

別表第五第二号の表を次のように改める。

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
学科試験 イ　機械集材装置及び運材索道に関する知識 ロ　林業架線作業に関する知識 ハ　林業架線作業に必要な力学に関する知識 ニ　関係法令	学科試験 イ　アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識 ロ　アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識 ハ　ガス溶接等の作業に関する知識 ニ　関係法令	別表第四中ガス溶接作業主任者免許の項第一号イからヘまでに掲げる者（ヘに掲げる者にあつては、一級の技能検定に合格した者に限る。）	一　アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識 二　アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識
学科試験 イ　機械集材装置及び運材索道に関する知識 ロ　林業架線作業に関する知識 ハ　林業架線作業に必要な力学に関する知識 ニ　関係法令	学科試験 イ　機械集材装置及び運材索道に関する知識 ロ　林業架線作業に関する知識 ハ　林業架線作業に必要な力学に関する知識 ニ　関係法令	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者	林業架線作業に必要な力学に関する知識

別表第四林業架線作業主任者免許の項下欄第一号を次のように改める。

一　林業架線作業の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、林業架線作業主任者免許試験に合格したもの

別表第四二級ボイラー技士免許の項下欄第一号を次のように改める。

一　ボイラー則第九十七条第三号イに掲げる者